

家具転倒防止器具等の取付けのご案内

※本事業をご利用の際は、事前に申請が必要です。

◆**対象者** 市川市に居住し住民登録がある方で、家具転倒防止器具等を取り付ける住宅に居住しているすべての方が**市民税非課税**の方で、①～③のいずれかに該当する方

- ①. 65歳以上のひとり暮らしもしくは高齢者世帯の方
- ②. 身体障害者手帳（1,2級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者で構成された世帯の方
- ③. ①②で構成された世帯の方（18歳以下の市民税非課税者が含まれる場合も対象となります。）

◆**助成額** 上限1万円 ※1世帯1回限り（転居や建て替えをした場合を除く。）



補助金交付申請から請求までの流れ

不明なときは、事前に介護福祉課 管理グループまでお問い合わせください。決定通知前に器具の取付けを行った場合は、補助金の交付は受けられません。

★下記の書類をそろえて申請してください。



①申請書



②同意書
※賃貸借にお住まいの方



③委任状
※委任受領払いをご利用の方

交付申請

審査・決定

決定通知

器具の購入・取付け

取付け完了

実績報告

★委任受領払いの場合
実績報告に必要な書類

- 補助金実績報告書
 - 補助金交付請求書
- 上記の書類は、決定通知書の送付時に同封いたします。

- 上記のほか下記の書類
- ①領収書（対象者名義のもの）
 - ②改修後の写真（撮影日付入り・カラー写真）

もしくは…

★自主設置の場合

職員がご自宅を訪問し、取付け後の写真を撮ります。また下記の書類等をご用意ください。

- ①領収書（対象者名義のもの）
- ②印鑑
- ③振込口座がわかるもの

審査・補助金額の確定

実績報告書の口座に振り込み

問い合わせ先
○介護福祉課 管理グループ ☎712-8540

申請者に決定通知書を送付いたします。送付先を委任先にしたい場合は、申請時にお申し出ください。

取付け完了後、すみやかに実績報告をしてください。

家具転倒防止器具等の取付けQ&A

Q1 家具の転倒防止にはどのような方法がありますか？

一般には、家具を対象とした転倒防止には、大きく分けて次の方法があります。

1. L型金具やベルト式の器具等で壁や付け鴨居などに直接ネジ固定する方法
2. 家具の上部と天井の間に、ポール式（つっぱり棒式）や、すき間家具などで家具を固定する方法
3. 粘着マット式で床や壁と接着する方法 ※粘着マット式で床や壁と接着する方法

Q2 転倒・落下防止器具の値段や販売店はどこにありますか？

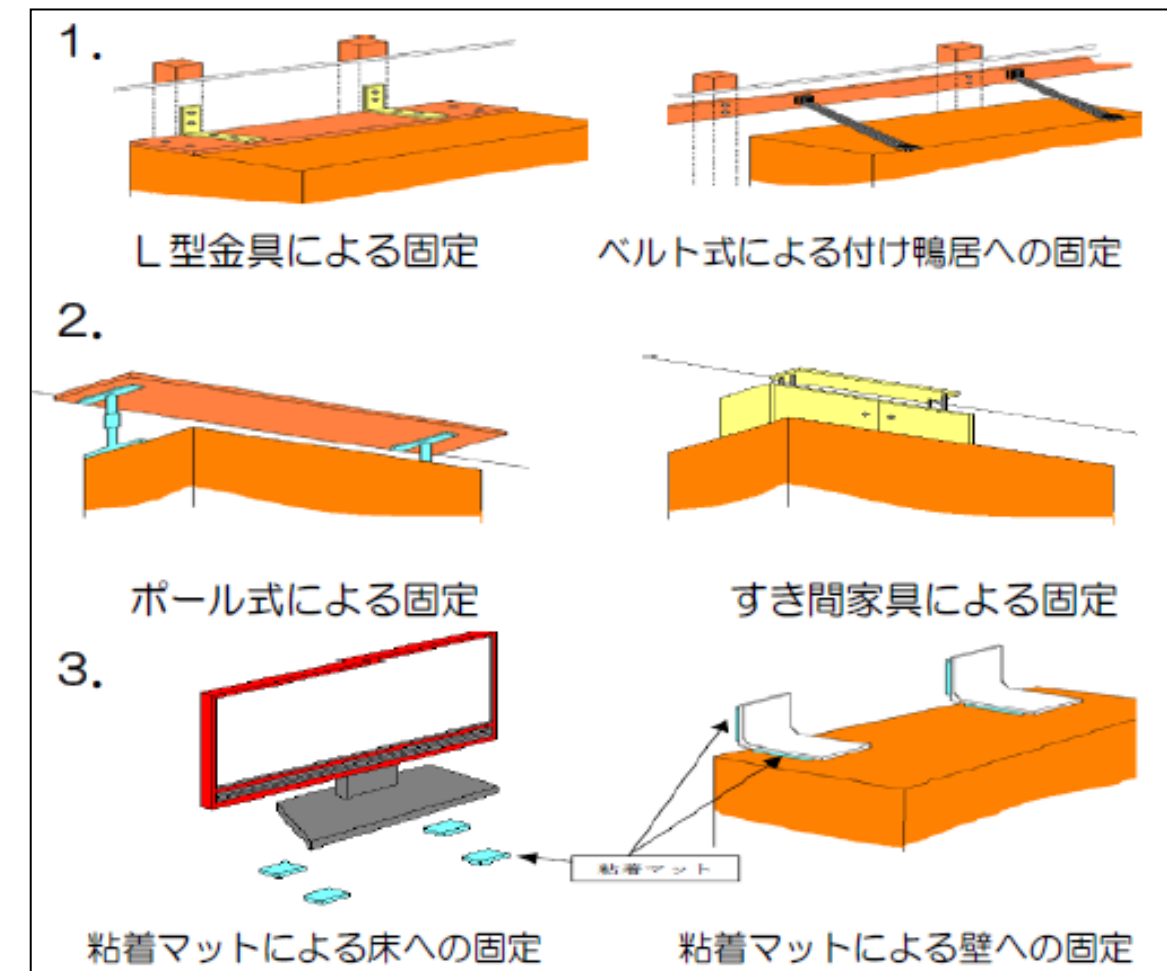
防止器具の価格は種類によって異なりますが、大半は数百円から数千円程度で購入できます。家具販売店やホームセンター、百貨店の防災用品コーナーなどで販売しています。なお、工事業者が揃えている場合もあります。

Q3 誰でも簡単に取り付けられますか？

比較的簡単に取り付けられますが、器具の種類や壁や天井の構造によっても異なりますので、どのように取り付けるか検討して器具を求めて下さい。

Q4 すべての家具に取り付ける必要がありますか？

安全のためすべての家具類に取り付けることをお勧めします。少なくとも寝室や居間、出入り口の家具類には必要です。



器具の取付けについて

家具の取付けは、器具購入店舗で取付け業者を紹介している場合もありますので、直接店舗もしくは下記団体へお尋ねください。（自主設置も可能です。）また、器具の購入から取付けまで、業者に委任することもできます。

本事業に協力して下さる団体一覧

- ◎ 千葉土建市川支部 TEL047-336-5311
- ◎ 市川市シルバー人材センター TEL047-326-7000
- ◎ 市川住宅リフォーム相談協議会（会長 栗山宅） TEL047-337-4517